

毎週火、金曜日発行（但休日発行するときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

◇規則

出納事務専決及び代決規程の一部を改正する規則

◇告示

鳥取県広告物審議会規程を廃止する規則
区域を変更した旨の届出
家畜伝染病予防法によるふそ病検査等の実施
土地改良区の役員の退任、就任及び住所変更
した旨の届出
旅行あつ、旋業法による変更登録
土地の立入の通知

” ”

土地の立入の許可

指名競争入札に参加する者に必要な資格及び
資格審査の手続、方法等

道路区域の変更

道路の供用の開始

◇公告

二級建築士試験の実施

◇正誤

甲種火薬類取扱保安責任者及び乙種火薬類取扱保安責任者の資格試験の実施
危険物取扱主任者試験の実施
昭和三十九年三月二十七日付け鳥取県告示第百四十六号中訂正
昭和三十九年三月二十七日付け鳥取県告示第百六十四号中訂正
昭和三十九年三月二十七日付け鳥取県告示第百六十六号中訂正
昭和三十九年三月二十七日付け鳥取県告示第百八十九号中訂正

◇内訓甲

鳥取県庁県費支払手続の廃止

規則

出納事務専決及び代決規程の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十九年五月一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 中 井 猛 夏

鳥取県規則第三十二号

出納事務専決及び代決規程の一部を改正する規則

出納事務専決及び代決規程（昭和二十七年二月鳥取県規則第四号）の一部を次のように改正する。

第五条を次のように改める。

（副出納長専決事項）

第五条 次の各号に掲げる事項は、副出納長が専決することができる。

- 一 国庫支出金及び一件百万円未満の歳入金の収入
- 二 一件百万円未満の支出負担行為の事前承認
- 三 次に掲げる事項に係る支出
 - イ 報酬、給料その他の給与
 - ロ 退職年金
 - ハ 費用弁償及び旅費
 - ニ イ、ロ及びハに定めるもの以外で支出額が一件百万円未満のもの
- 四 同一会計内の振替え、他の会計への繰入れ及び歳入歳出外現金への繰入れのための収入及び支出

五 返納金の戻入及び過誤納金の還付

六 歳入歳出外現金及び有価証券の出納

七 一件の見積価格百万円未満の物品の出納

八 収入証紙の出納

九 前各号に掲げるものほか、会計事務のうち輕易な事項

第六条の表中「出納員」を「会計員」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十九年四月一日から適用する。

鳥取県広告物審議会規程を廃止する規則をここに公布する。

昭和三十九年五月一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 中 井 猛 夏

鳥取県規則第三十三号

鳥取県広告物審議会規程を廃止する規則

鳥取県広告物審議会規程（昭和二十四年十二月鳥取県規則第一百四号）は、廃止する。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第二百七十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、次の区域を境港市高松町字夕顔畑に昭和三十九年三月二十日から変更した旨、境港市長から届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和三十九年五月一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 中 井 猛 夏

境港市高松町字夕顔畑に変更する区域

境港市高松町字頭無の全部、境港市高松町字山西一、

一〇三番地ノ一、一、一〇三番地ノ二、一、一〇三番地ノ三、境港市高松町字紺屋田一、一四七番地ノ二、境港市新屋町字一本松一、九四一番地ノ一、一、九四一番地ノ二及び一、九四一番地ノ一に接続する道路の国有地の一部

鳥取県告示第二百七十一号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて、ふそ病検査、肝てつ検査及び肝てつ駆除のための投薬を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六条の規定に基づき、みつばち及び牛の所有者に対して検査及び投薬を受けることを命ずる。

昭和三十九年五月一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 中 井 猛 夏

一 実施の目的 ふそ病及び肝てつ症予防のため

二 実施の区域 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
ふそ病検査 みつばち
肝てつ検査及び投薬

牛。ただし、生後三ヶ月以内のもの及び分娩前後一ヶ月以内のものを除く。

四 実施の期日 別表のとおり

五 検査及び投薬の方法
ふそ病検査……肉眼的検査及び細菌学的検査
肝てつ検査……皮内注射反応及び虫卵検査
肝てつ駆除のための投薬……ピチオノール製剤投与

別表 ふそ病検査

実施期日	実施区域	実施場所
五月 七日	米子市大谷	藤井金与養ほう場
" 八日	陰田	"
" 八日	八幡	末次 晃
" 九日	諏訪	"
" 九日	上安曇	来海正人
" 九日	中島	中原敏雄

" 十一日	"	皆生	福井 清
" 十一日	福市	浦津	来海正人
" 十二日	岸本町殿河内	小林 栄	遠藤匡夫
" 十三日	小野	蓮子哲男	"
" 十三日	押口	仲田寿一	"
" 十四日	米子市兼久	深田秀男	"
" 十四日	岸本町久古	後藤弘一	"
" 十五日	大殿	深江篤磨	"
" 十六日	米子市吉岡	大下勅雄	"
" 十八日	安部	近藤政俊	"
" 十九日	会見町朝金	吉田桂輔	"
" 十九日	天万	田中 隆	"
" 二十日	西伯町阿賀	石田栄治	"
" 二十九日	福成	亀尾文一	"

" 二十一日	東上	野口美知
" 二十一日	徳長	野口英雄
" 二十一日	鴨部	生田貞治
" 二十一日	青砥 明	"
" 二十一日	遠藤幸太郎	"
" 二十一日	久代琢己	"
" 二十一日	松田	"
" 六日	倉吉市田内	"
" 六日	東郷町長和田	"
" 七日	東伯町槻下	藤井
" 七日	赤碕町竹内	"
" 八日	三朝町今泉	花岡
" 八日	片柴	"
" 九日	関金町関金	伊東
" 九日	倉吉市小鴨	石田
" 十一日	生竹	"
" 十二日	中田	"
" 十三日	東伯町上法万	久米

" 十四日	山田	伊東
" 十四日	倉吉市尾田	森田
" 十五日	仙隠	南場
" 十五日	泰久寺	森田
" 十八日	倉吉市上古川	谷田
" 十八日	北野	伊東
" 二十二日	三朝町福吉	鈴木
" 二十三日	神倉	伊東
" 二十五日	中津	"
" 二十五日	加谷	"
" 二十六日	木地山	"
" 二十六日	鉛山	南場
" 二十七日	坂本	鈴木
" 二十八日	吉原	谷田
" 二十八日	関金町南堀	岸本
" 二十九日	明高	"
" 二十九日	野添	南場

果当選し、二月八日就任 任期二年

米川土地改良区

退任した役員の名及び住所

理事 辻野 麻治 米子市観音寺

昭和三十九年一月二十五日死亡のため退任

監事 小椋 智一 米子市立町

昭和三十九年三月二十三日辞任のため退任

就任した役員の名及び住所

理事 仲田 寛一 米子市観音寺

監事 篠田伊三郎 " 車尾一二三

昭和三十九年三月三十日通常総代会において補欠選挙の結果当選し、四月六日就任 任期昭和四十年一月二十日まで

鳥取市晩稻土地改良区

退任した清算人の氏名及び住所

理事 平木 恒次 鳥取市晩稻

昭和三十九年一月二十五日清算終了により退任

鳥取市富安第二土地改良区

退任した清算人の氏名及び住所

理事 有本健太郎 鳥取市富安

昭和三十九年一月二十五日清算終了により退任

鳥取市吉成土地改良区

退任した清算人の氏名及び住所

理事 中山 博 鳥取市吉成

昭和三十八年十二月十九日清算終了により退任

大郷村大畑土地改良区

退任した清算人の氏名及び住所

理事 岡本 繁美 鳥取市大畑

昭和三十八年十二月二十三日清算終了により退任 豊美村大桶土地改良区

退任した清算人の氏名及び住所

理事 谷口 美嘉 鳥取市大桶

昭和三十九年一月十日清算終了により退任

鳥取市叶土地改良区

退任した清算人の氏名及び住所

理事 北浦 良幸 鳥取市叶

昭和三十八年十二月二十一日清算終了により退任

下段土地改良区

就任した清算人の氏名及び住所

理事 山沢 武雄 鳥取市下段五三二

昭和三十九年三月三十一日解散認可にともない四月一日就任 任期清算終了まで

別府下津黒土地改良区

変更した役員の名及び住所

変更前

理事 土井 専一 八頭郡家町別府四六四

" 野田 晴雄 " 一六五

" 山本 良男 " 二五九

変更後

理事 土井 専一 八頭郡家町別府二六四

" 野田 晴雄 " 二五二

" 山本 良男 " 二五九ノ一

重高土地改良区

変更した役員の名及び住所

変更前

理事 中原喜代一 気高郡気高町重高二二

変更後

理事 中原喜代市 気高郡気高町重高二三

八橋中央土地改良区

退任した役員の名及び住所

理事 林原 三郎 東伯郡東伯町大字八橋

" 石見 隆平 "

" 田中 秀雄 "

" 堀江 実蔵 "

" 若原聡一郎 "

" 市本 恒寿 "

" 花本 美雄 "

" 中本 徳一 "

" 堀江 宗市 "

監事 灘尾 英雄 "

" 松本 寿己 "

任期満了により退任

就任した役員の名及び住所

理事 押本 久蔵 東伯郡東伯町大字八橋一、七二一
 " 藤井寅次郎 " " 三、一一四
 " 藤井 高義 " " 三、一〇九
 " 西山 友則 " " 三、一八六
 " 堀江 宗市 " " 一、四一一
 " 花本 美雄 " " 一、五四三
 " 中本 徳一 " " 一、二三〇
 " 市本 恒寿 " " 二七二
 " 山田 正信 " " 大字笠見二三
 " 河本 茂 " " 大字八橋三、一七〇
 " 若原聰一郎 " " 一、三八七
 昭和三十八年十二月十四日臨時総会において総選挙の結果当選し十二月十五日就任 任期二年

法万土地改良区

就任した役員の名及び住所
 理事 橋田 吉蔵 東伯郡東伯町大字法万九八
 " 坂本 徳長 " " 九四

中本 基 " 二〇一

" 見谷 情 " 一九六
 " 前畑 正守 " 九九
 " 横山 政敏 " 九六
 " 横山 幸人 " 二〇〇
 " 横山 鶴美 " 一九五
 " 横山 善博 " 二六一
 " 横山 友光 " 一〇四
 " 横山 嘉一 " 二〇八
 " 川崎 昭博 " 一七七
 " 岩本 貢 " 三三二
 " 横山 辰蔵 " 一〇六
 " 横山 良金 " 一六七
 " 横山 功 " 三五六
 " 奥山 龜造 " 一九八
 昭和三十八年十二月二十三日設立総会において総選挙の結果当選し十二月二十四日就任 任期二年

玉鉾土地改良区

退任した役員の名及び住所
 理事 野田 熊夫 岩美郡国府町大字玉鉾
 " 小林 正吉 " " 麻生
 " 佐田久辰二 " " 玉鉾
 " 築臈 良雄 " " "
 " 山本 貞雄 " " "
 " 前川 治雄 " " "
 監事 松長 茂登 " " "
 " 秋田 栄市 " " "
 " 平田 顕隆 " " 麻生
 昭和三十九年二月一日理事は総辞職のため、監事は任期満了により退任

就任した役員の名及び住所

理事 野田 熊夫 岩美郡国府町大字玉鉾一八
 " 小林 正吉 " " 麻生三四八
 " 佐田久辰二 " " 玉鉾四三〇二
 " 築臈 良雄 " " 五一

山本 貞雄 " 五二

" 前川 治雄 " 三五
 " 小林八次郎 " 麻生二二四
 監事 松長 茂登 " 玉鉾三〇
 " 秋田 栄市 " 一二
 " 平田 顕隆 " 麻生二二四
 昭和三十九年二月一日総会において選挙の結果当選し二月二日就任 任期二年

新開土地改良区

退任した役員の名及び住所
 理事 山崎 菅 東伯郡北条町大字江北
 " 米本 英雄 " "
 " 磯江 美彰 " "
 " 岡 薫 " "
 " 山下 辰己 " "
 任期満了により退任
 就任した役員の名及び住所
 理事 山崎 菅 東伯郡北条町大字江北一、七二八ノ三

米本 英雄 二、四五二
 磯江 美彰 二、六一一
 岡 薫 一、九九五
 枅田 一成 二、四六二

昭和三十九年三月三十一日総会において総選挙の結果
 当選し四月一日就任 任期二年

賀野村中の谷土地改良区

退任した役員の名及び住所

理事 吉持 友茂 西伯郡会見町田住

加藤伊勢松

永江 辨 宮前

加藤 亮 市山

岡田 滝雄 市山

山中 時雄 市山

細田 為文 朝金

岡田 茂義 市山

長岡 音市 宮前

浅田 政治 天万

新井 高一 宮前
 赤井 操 朝金
 監事 小林 亮之 田住
 岡田 勲 市山

任期満了により退任

就任した役員の名及び住所

理事 細田 為文 西伯郡会見町朝金一四五

新井 唯一 天万四一四

岡田 滝雄 市山二三八

山中 時雄 四三七

岡田 茂義 四三四

永江 辨 宮前三七一

新井 一雄 一五三

岡田 一治 一四七

加藤伊勢松 田住九四一の一

吉持 友茂 六三六

加藤 亮 宮前三一〇

赤井 操 朝金五九七

監事 高橋 亮一 宮前三二六
 岡田 勲 市山二五一

昭和三十九年三月十二日総会において、総選挙の結果
 当選し、三月十九日就任 任期二年

高住土地改良区

退任した役員の名及び住所

理事 森岡祐太良 鳥取市高住

森本 節夫

西尾 武夫

吉沢 善夫

前田 周孝

森本 為之

監事 浜本 徳治

森本長太郎

任期満了により退任

就任した役員の名及び住所

理事 森岡祐太良 鳥取市高住六九六

森本 節夫 七〇一

西尾 武夫 七一三
 吉沢 善夫 六三三ノ一

前田 周孝 六八五ノ一

森本 為之 七三七

監事 浜本 徳治 七〇五

森本長太郎 七二六

昭和三十九年四月十日通常総会において、総選挙の結果
 果当選し四月二十日就任 任期二年

上北条土地改良区

退任した役員の名及び住所

理事 磯江 義博 倉吉市新田

木天 富治 下古川

北風 武徳 中江

神宮 恒正 穴窪

山本 春信 小田

鍛本 定好 古川沢

西谷 義房

西谷 正美

河本 三男	下古川
足羽 幸人	井手畑
徳田 文之	新田
伊東 義男	新田
伊東 公	新田
遠藤 清蔵	中江
生田 義平	大塚
川本 常敏	穴窪
福田千賀春	穴窪
監事 東 春蔵	中江
船越 一正	小田
綾女 正雄	下古川
伊東 利春	新田

任期満了により退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 磯江 義博	倉吉市新田九七番地
木天 富治	下古川二二四番地
神宮 恒正	穴窪二五〇番地

伊東 公	新田一〇六番地
山本 春信	小田一三一番地
鉸本 定好	一八五番九地
西谷 重幸	古川沢一九三番地
西谷 秀男	二九五番地
河本 三男	下古川一六八番一地
足羽 幸人	井手畑一二八番地
徳田 文之	一一七番地
伊東 義男	新田一三八番地
門田 巖	中江七五番一地
宮本 義忠	二五〇番地
生田 義平	大塚一一五番地
川本 常敏	一二九番地
福田千賀春	穴窪二二〇番地
監事 東 春蔵	中江一三六番地
船越 一正	小田一八七番地
綾女 正雄	下古川二一九番地
伊東 利春	新田二六六番地

昭和三十九年三月十三日通常総代会において総選挙の結果当選し三月二十日就任 任期二年

鳥取県告示第二百七十三号

旅行あつ、旋業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第八条第二項において準用する同法第五条第一項の規定により旅行あつ旋業者登録簿に次のとおり変更登録したので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和三十九年五月一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 中 井 猛 夏

一 登録番号 鳥取県登録邦人第四号

二 営業所の名称及び位置

山陰マイクロ観光株式会社

米子市皆生一七、五〇番地

三 申請者の氏名及び住所

山陰マイクロ観光株式会社

代表取締役 安藤 三蔵

米子市皆生一、七五〇番地

四 変更登録事項

イ 営業所の名称の変更

(新) 山陰マイクロ観光株式会社

(旧) 鳥取交通観光株式会社

ロ 営業所の所在地の変更

(新) 米子市皆生一、七五〇番地

(旧) 米子市末広町二七番地

ハ 役員の変更

(新) 代表取締役 安藤 三蔵

米子市東福原四八一の一三

取締役 吉持 武雄

米子市末広町二七番地

取締役 中川 佳美

米子市上福原一、九〇〇番地

取締役 平田 集安

米子市安信七三番地

監査役 山口 初義

米子市立町一丁目四九番地
 監査役 大上登喜三
 米子市日ノ出町五六番地
 (旧)代表取締役 吉持 武雄
 米子市末広町二七番地
 取締役 神庭 正精
 米子市東町六四番地
 取締役 沼田 善夫
 米子市祇園町二丁目二六二番地
 監査役 山口 初義
 米子市立町一丁目四九番地
 五 変更登録年月日 昭和三十九年一月二十日
 鳥取県告示第二百七十四号
 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第十一条第一項ただし書の規定に基づき、次のとおり土地の立入の通知があつたので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和三十九年五月一日
 鳥取県知事職務代理者
 鳥取県総務部長 中 井 猛 夏
 一 起業者の名称
 建設大臣
 二 事業の種類
 一級国道九号線改築工事
 三 立ち入ろうとする土地の区域
 東伯郡泊村大字石脇地内
 東伯郡泊村大字小浜地内
 米子市加茂町地内
 西伯郡名和町大字御来屋地内
 四 立ち入ろうとする期間
 昭和三十九年四月 二十日から
 昭和 四十年三月三十一日まで
 鳥取県告示第二百七十五号
 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第十一

条第一項ただし書の規定に基づき、次のとおり土地の立入の通知があつたので、同法同条第四項の規定により告示する。
 昭和三十九年五月一日
 鳥取県知事職務代理者
 鳥取県総務部長 中 井 猛 夏
 一 起業者の名称
 建設大臣
 二 事業の種類
 天神川改良工事
 三 立ち入ろうとする土地の区域
 倉吉市巖城地内
 倉吉市余戸谷町地内
 四 立ち入ろうとする期間
 昭和三十九年四月 二十日から
 昭和 四十年三月三十一日まで

鳥取県告示第二百七十六号
 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第十一条第一項ただし書の規定に基づき、次のとおり土地の立入の通知があつたので、同法同条第四項の規定により告示する。
 昭和三十九年五月一日
 鳥取県知事職務代理者
 鳥取県総務部長 中 井 猛 夏
 一 起業者の名称
 建設大臣
 二 事業の種類
 日野川改修工事
 三 立ち入ろうとする土地の区域
 米子市東八幡地内
 米子市水浜地内
 米子市高田地内
 四 立ち入ろうとする期間
 昭和三十九年四月 二十日から

昭和 四十年三月三十一日まで
鳥取県告示第二百七十七号
土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第十一条第二項の規定に基づき、土地の立入の許可をしたので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和三十九年五月一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 中 井 猛 夏

一 起業者の名称

中国電力株式会社鳥取支店

二 事業の種類

電気事業

三 立ち入ろうとする土地の区域

日野郡日野町大字根妻、下黒坂、小河内、布瀬谷、檜

原、上菅、久谷

四 立ち入ろうとする期間

昭和三十九年五月十五日から

昭和 四十年六月三十日まで

鳥取県告示第二百七十八号

昭和三十九年度における県が発注する建設工事(建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二条第一項に規定する建設工事をいう。以下同じ。)の指名競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の手続、方法等について、次のとおり定めたので公示する。

昭和三十九年五月一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 中 井 猛 夏

一 指名競争入札に参加する者に必要な資格

指名競争入札に参加する者に必要な資格は、次に掲げる要素を総合勘案して行なつた審査の結果に基づき工事の種類に応じて必要な等級に区分し、これを発注の標準とする請負工事金額に対応させて定めた資格とする。

(一) 建設工事の種類別年間平均完成工事高

- (一) 自己資本額
- (二) 建設業に従事する職員の数
- (三) 建設機械等の保有量
- (四) 流動比率(流動資産の額を流動負債の額で除して得た値を百分比で表わしたものをいう。)
- (五) 自己資本固定比率(自己資本額を固定資産の額で除して得た値を百分比で表わしたものをいう。)
- (六) 自己資本回転率(年間純利益高を自己資本額で除して得た数値をいう。)
- (七) 完成工事高純利益率(年間純利益高を年間完成工事高で除して得た数値を百分比で表わしたものをいう。)
- (八) 営業年数
- (九) 工事種類ごとの工事成績、工事施行状況その他の経営の規模又は状況をあらわす要素で前各号に掲げる要素によつては把握しがたいもの
- 二 資格審査の方法及び手続
- (一) 願書

- (一) 指名競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けようとする者は、建設工事指名競争入札参加資格審査願(別記様式第一号)を昭和三十九年五月六日までに土木部管理課に提出しなければならない。ただし、県内に主たる営業所を有する者(以下「県内業者」という。)ですでに建設業法第二十七条の二の規定により経営規模その他経営に関する事項の審査を受けた者及び県外に主たる営業所を有する者(以下「県外業者」という。)ですでに建設工事請負指名願を提出している者については、審査願の提出を要しないものとする。
- (二) 添付書類
- 資格審査願には、次に掲げる書類を添えなければならない。
 - イ 建設業法第八条の規定による登録を受けていることを証する書面
 - ロ 営業の沿革(別記様式第二号)
 - ハ 営業所一覧表(別記様式第三号)

- ニ 工事施工金額調書（別記様式第四号）
 - ホ 工事経歴書（A、B）（別記様式第五号）
 - ヘ 技術者経歴書（別記様式第六号）
 - ト 営業用機械器具調書（別記様式第七号）
- チ 資格審査願提出前二ヶ年の各事業年度の貸借対照表、損益計算書及び利益処分に関する書類
- リ 資格審査願提出前一ヶ年における納税義務の発生した国税（法人税又は所得税に限る。）及び鳥取県の県税（事業税及び自動車税に限る。）の納税済みを証する書面
- ヌ 禁治産者及び准禁治産者並びに破産者で復権を得ない者でないことを確認できる書面

ル 建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第二十一条の規定による経営事項審査申請書の写（建設大臣又は都道府県知事の審査済みであることを証したるもの）

ロ 添付書類で様式を定めたるもののうち、所定の様式により難いものについては、当該様式に準じたものとする。

三 資格の有効期間

一 による資格は、昭和三十九年度限りとする。ただし、昭和四十年度の資格が決定されるまでの間は、引き続き効力を有するものとする。

別記様式第1号

建設工事指名競争入札参加資格審査願

年 月 日

鳥取県知事 殿

登録番号	建設大知事登録第	号	登録年月日	年	月	日
希望する参加資格の種別						

住所 商号又は名称 代表者

電話

印

このたび、鳥取県施行の請負工事の指名競争入札に参加する資格を得たいので、関係書類を添えてお願いいたします。

なお、この審査願のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。
(記載要領)

希望する参加資格の種別の欄には土木一式工事、建築一式工事又は建設業法の別表に掲げる建設工事の種類
の名称を用いて記載する。

別記様式第2号

営 業 の 沿 革

年 月 日	沿 革

00535

(記載要領)
沿革の欄には、創業時の組織及びその後の変更、営業の合併又は分割、休止若しくは再開、商号若しくは名称の変更又は資本金額の変更、営業種目等について記載すること。

別記様式第3号

営 業 所 一 覧 表

名 称	所 在 地	電 話 番 号
1 主たる営業所		
2 その他の営業所		

(記載要領)

1及び2の欄には、本店又は支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の名称を記載すること。

別記様式第4号

工 事 施 行 金 額 調 書

営 業 年 度	発注者の区分	主として請け負う建設工事の施行金額			その他の建設工事の施工金額	合 計
		土木工事	建築工事	管 工 事		

00536

(記載要領)

- 1 本表は、この審査願提出直前2年の各事業年度における完成した工事の請負代金の額をそれぞれ記載すること。
- 2 官公庁とは、国、都道府県、市町村、公社、公団、電源開発株式会社、土地改良区等をいう。
- 3 民間とは、官公庁以外のものをいい、電力会社、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合等は、民間とすること。
- 4 下請工事の場合は、発注者が官公庁であつてもすべて民間として記載すること。

別記様式第5号

工 事 施 行 金 額 調 書 (A)
工事の種類

発注者	元請又は下請の区別	工事名	工事場所 (郡町村名)	請負代金額 (千円)	着工年月	完成年月	備考

(記載要領)

- 1 本表は、この審査願提出直前3年間の主な完成した工事及び直前3年間で着工した主な未完成の工事について、工事種類別に別業として記載すること。
- 2 未完成の工事については、完成年月の欄に完成予定年月を記載すること。
- 3 外部に下請発注した工事については、備考欄に下請発注金額及び主な下請業者名を記載すること。

工 事 経 歴 書 (B)

工事の種類

工事

発注者	分類	工事名	工事箇所	請負代金額 (千円)	着工年月	完成年月	備考

(記載要領)

- 1 本表は、この審査願提出直前2年間において、完成した工事について工事の種類に別業として記載すること。
- 2 外部に下請発注した工事については、備考欄に下請発注金額及び主な下請業者を記載すること。

技 術 者 経 歴 書

担当技術の別	氏名	最終学校、学科名	実務経歴	実務経歴数 年	法令による免許等	所属営業所及び 職

(記載要領)

- 1 最終学校、学科名の欄には、建設工事に関するものみについて記載すること

- (例……〇〇大学土木工学科、〇〇工業学校土木科)。
- 1 実務経験の欄には、職名又は、担当した実務について主なものを記載すること。
 - 2 法令による免許等の欄には、建設工事に関連した法令による免許又は技術者しゅは技能の認定を受けたものについて記載すること。
 - 3 (例……〇〇建築士、電気工事士)。

別記様式第7号

営 業 用 機 械 器 具 調 書

番号	名 称	種 類	能 力	所有数量	番 号	名 称	種 類	能 力	所有数量

(記載要領)

- 1 本表は、この審査願提出直前のもので記載すること。
- 2 番号、名称の配列の順及び単位については、建設業者登録申請書の添付書類(建設書法施行規則第5条(昭和24年建設省令第14号)に規定する別記様式第2号の添付書類)に準じて記載すること。

鳥取県告示第二百七十九号

建設省中国地方建設局長が道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項、第二十七条第一項及び第九十七条の二の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので同法第十八条第一項の規定により告示する。

関係図面は、昭和三十九年五月一日から二週間鳥取県土木部道路課及び建設省中国地方建設局倉吉工事事務所に置いて一般の縦覧に供する。

昭和三十九年五月一日

鳥取県知事職務代理人

鳥取県総務部長 中 井 猛 夏

道路の種類	路線名	区	間		区域変更		敷地の巾		延長		備考
			前	後	前	後	メートル	メートル	メートル	メートル	
国一 道級	九号線	鳥取県東伯郡北条町大字国坂字岡崎	六六五の四から	二八九まで	前	後	五・〇〇〇	八・〇〇〇	〇・二二〇	〇・二二〇	ダブル ウエール
			同 県同 郡同 町大字横谷	二八九	前	後	一・五〇〇	一・八〇〇	〇・〇〇〇	〇・二二〇	
			鳥取県東伯郡北条町大字国坂字横谷	二八九	前	後	一・五〇〇	一・八〇〇	〇・〇〇〇	〇・二二〇	
"	"	鳥取県東伯郡北条町大字国坂字下用露	七三八の二から	七三八の二まで	前	後	一・六〇〇	二・〇〇〇	〇・一四〇	〇・一四〇	ダブル ウエール
			同 県同 郡同 町大字国坂字下用露	七三八の二まで	前	後	一・六〇〇	二・〇〇〇	〇・一四〇	〇・一四〇	
			鳥取県東伯郡北条町大字国坂字下用露	七三八の二まで	前	後	一・六〇〇	二・〇〇〇	〇・一四〇	〇・一四〇	
"	"	鳥取県東伯郡北条町大字松神字折返	一四九の六から	一四九の六まで	前	後	五・〇〇〇	八・〇〇〇	〇・二七〇	〇・二七〇	ダブル ウエール
			同 県同 郡同 町大字松神字折返	一四九の六まで	前	後	五・〇〇〇	八・〇〇〇	〇・二七〇	〇・二七〇	
			鳥取県東伯郡北条町大字松神字折返	一四九の六まで	前	後	五・〇〇〇	八・〇〇〇	〇・二七〇	〇・二七〇	
"	"	同 県同 郡同 町大字松神字西清徳	二〇二の二まで	二〇二の二まで	前	後	一・一〇〇	一・三〇〇	〇・〇〇〇	〇・五九〇	ダブル ウエール
			同 県同 郡同 町大字松神字西清徳	二〇二の二まで	前	後	一・一〇〇	一・三〇〇	〇・〇〇〇	〇・五九〇	
			同 県同 郡同 町大字松神字西清徳	二〇二の二まで	前	後	一・一〇〇	一・三〇〇	〇・〇〇〇	〇・五九〇	

"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
鳥取県東伯郡赤碓町大字赤碓字花見	鳥取県東伯郡赤碓町大字赤碓字オナカケ	鳥取県東伯郡赤碓町大字赤碓字オナカケ	鳥取県東伯郡赤碓町大字赤碓字オナカケ	鳥取県東伯郡赤碓町大字赤碓字オナカケ	鳥取県東伯郡赤碓町大字赤碓字オナカケ	鳥取県東伯郡赤碓町大字赤碓字オナカケ	鳥取県東伯郡赤碓町大字赤碓字オナカケ	鳥取県東伯郡赤碓町大字赤碓字オナカケ	鳥取県東伯郡赤碓町大字赤碓字オナカケ
一、九三四の二から	一、〇八三	一、〇八三	一、〇八三	一、〇八三	一、〇八三	一、〇八三	一、〇八三	一、〇八三	一、〇八三
後	前	後	前	後	前	後	前	後	前
五・〇〇〇	七・五〇〇	一・三二〇	七・五〇〇	一・三二〇	七・五〇〇	一・三二〇	七・五〇〇	一・三二〇	七・五〇〇
ダブル	ダブル	ダブル	ダブル	ダブル	ダブル	ダブル	ダブル	ダブル	ダブル
ウエル	ウエル	ウエル	ウエル	ウエル	ウエル	ウエル	ウエル	ウエル	ウエル

"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
鳥取県西伯郡大山町大字上方字大門	鳥取県西伯郡大山町大字上方字大門	鳥取県西伯郡大山町大字上方字大門	鳥取県西伯郡大山町大字上方字大門	鳥取県西伯郡大山町大字上方字大門	鳥取県西伯郡大山町大字上方字大門	鳥取県西伯郡大山町大字上方字大門	鳥取県西伯郡大山町大字上方字大門	鳥取県西伯郡大山町大字上方字大門	鳥取県西伯郡大山町大字上方字大門
五五の四から	五五の四から	五五の四から	五五の四から	五五の四から	五五の四から	五五の四から	五五の四から	五五の四から	五五の四から
後	前	後	前	後	前	後	前	後	前
四・五〇〇	一四・〇〇〇	四・五〇〇	一四・〇〇〇	四・五〇〇	一四・〇〇〇	四・五〇〇	一四・〇〇〇	四・五〇〇	一四・〇〇〇
ダブル	ダブル	ダブル	ダブル	ダブル	ダブル	ダブル	ダブル	ダブル	ダブル
ウエル	ウエル	ウエル	ウエル	ウエル	ウエル	ウエル	ウエル	ウエル	ウエル

鳥取県告示第二百八十号

次の道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により告示する。

関係図面は、昭和三十九年五月一日から二週間、一級国道九号線に係るものにあつては鳥取県土木部道路課及び建設省中国地方建設局倉吉工事事務所において、県道米子大山線に係るものにあつては鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和三十九年五月一日

鳥取県知事職務代理者
鳥取県総務部長 中井猛夏

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一級国道	九号線	鳥取県東伯郡北条町大字下神字玄神 同県同郡同町大字松神字西清徳	まから 昭和三十九年五月一日
"	"	鳥取県東伯郡赤碓町大字赤碓字花見 同県同郡同町大字笠碓字下野	まから "
"	"	鳥取県西伯郡中山町大字下甲字金野 同県同郡同町大字田中甲字銀野	まから "
"	"	鳥取県西伯郡大山町大字国信字宮の本 同県同郡同町大字保田字横枕	まから "
県道	米子大山線	鳥取県米子市二本木字岩屋畑 同県同市赤井字天神免西	まから "

公 告

建築士法(昭和25年法律第202号)第13条の規定による昭和39年2級建築士試験を次の要領により実施する。

昭和39年5月1日

鳥取県知事職務代理人

鳥取県総務部長 中 井 猛 夏

- 1 試験期日 昭和39年7月25日(土)、26日(日)
- 2 試験場所 鳥取市東町2丁目112鳥取西高等学校

3 受験申込期日 昭和39年5月18日から5月29日まで

4 試験科目

- (1) 建築計画 (4) 建築構造
- (2) 建築施工 (5) 建築設計製図
- (3) 建築法規
- 5 その他

詳細については、鳥取県土木部建築課又は各土木出張所(鳥取土木出張所を除く。)に問合せ下さい。

火薬類取締法(昭和25年法律第149号)第31条に規定する甲種火薬類取扱保安責任者及び乙種火薬類取扱保安責任者の資格試験を次のとおり行なう。

昭和39年5月1日

鳥取県知事職務代理人

鳥取県総務部長 中 井 猛 夏

- 1 種別及び試験方法

種 別	試 験 方 法
甲種火薬類取扱保安責任者	(1) 筆記試験
乙種火薬類取扱保安責任者	火薬類取締に関する法令

一般火薬学

(2) 面接による人物試験

2 試験の日時及び場所

(1) 日時 昭和39年5月24日(日曜日)

9時30分から12時10分まで

(2) 場所 倉吉市上井 鳥取県立倉吉産業高等学校

3 受験手続

次の書類を鳥取県商工労働部商工課に提出すること。

- (1) 受験願書 火薬類取締法施行規則(昭和25年通商産業省令第88号)別表第15の様式による。
- (2) 履歴書 火薬類取締法施行規則別表第16の様式による。
- (3) 写真 真 手札型で出願前6ヶ月以内に撮影した正面上半身像で、裏面に撮影年月日、氏名及び年令を記載すること。
- (4) 戸籍抄本
- 4 受験手数料
- 700円(甲種、乙種とも)の鳥取県収入証紙を受験願書の上部にはりつけ、消印しないこと。
- 5 受験願書提出期間 昭和39年5月1日から5月11日まで
- 6 受験票

受験票は、願書を受付けた者に交付する。

00545

消防法(昭和23年法律第186号)第13条の2に規定する危険物取扱主任者試験を次のとおり実施する。

昭和39年5月1日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 中井 猛 夏

1 試験の期日及び場所

試験の期日 昭和39年6月14日午前8時30分

5

試験の場所 鳥取市東町1丁目 鳥取県庁講堂

倉吉市堺町 倉吉東高等学校

米子市錦町 米子西高等学校

2 試験の種類

(1) 甲種危険物取扱主任者試験(以下「甲種試験」という。)

(2) 乙種危険物取扱主任者試験(以下「乙種試験」という。)

3 試験科目

(1) 甲種試験

ア 基礎物理学及び基礎化学

(イ) 危険物の取扱作業に関する保安に必要な高度の基礎物理学

(ロ) 危険物の取扱作業に関する保安に必要な高度の基礎化学

(ハ) 燃焼及び消火に関する高度の基礎理論

イ 危険物の性質並びにその火災予防及び消火の方法

(イ) すべての種類の危険物の性質に関する高度の

概論

(ロ) 危険物の類ごとに共通する特性

(ハ) 危険物の類ごとに共通する火災予防及び消火の方法

(ニ) 品名ごとの危険物の一般性質

(ホ) 品名ごとの危険物の火災予防及び消火の方法

ウ 危険物に関する法令

(2) 乙種試験

ア 基礎物理学及び基礎化学

(イ) 危険物の取扱作業に関する保安に必要な基礎物理学

(ロ) 危険物の取扱作業に関する保安に必要な基礎化学

(ハ) 燃焼及び消火に関する基礎理論

イ 危険物の性質並びにその火災予防及び消火の方法

(イ) すべての種類の危険物の性質に関する概論

(ロ) 第1類から第6類までのうち受験に係る種類の危険物に共通する特性

(ハ) 第1類から第6類までのうち受験に係る種類の危険物に共通する火災予防及び消火の方法

(ニ) 受験に係る種類の危険物の品名ごとの一般性質

(ホ) 受験に係る種類の危険物の品名ごとの火災予防及び消火の方法

ウ 危険物に関する法令

4 受験資格

(1) 甲種試験は、昭和39年6月13日までに、次の

ア又はイに該当することとなる者

ア 学校教育法(昭和22年法律第26号)による

大学、短期大学若しくは高等専門学校において化学に関する学科若しくは課程を修めて卒業した者

又はこれと同等以上の学力を有すると都道府県知事が認定した者で6月以上危険物取扱の実務経験を有するもの

イ 乙種危険物取扱主任者免状の交付を受けたのち

2年以上危険物取扱の実務経験を有する者

(2) 乙種試験は、昭和39年6月13日までに6月以

上危険物取扱の実務経験を有する者

5 受験手続

(1) 受験願書受付期間

昭和39年5月6日から昭和39年5月25日午後5時まで(郵送の場合は、昭和39年5月25日午後5時までに着信のものに限る。)

(2) 受験願書の提出先

鳥取市東町1丁目222番地鳥取県総務部地方課

00546

00547

(3) 提出書類等
ア 受験願書

乙種試験を受験しようとする者で同時に2類以上受験しようとする者は、受験願書を別々に提出すること。

イ 受験資格の(1)のアに該当する者は、最終学校卒業証明書、化学に関する学科の単位取得証明書及び6月以上危険物取扱の実務経験を有することを証明する書類

ウ 受験資格(1)のイに該当する者は、乙種危険物取扱主任者免状の写し、及び免状の交付を受けた日から2年以上の危険物取扱の実務経験を有することを証明する書類

エ 受験資格の(2)に該当する者は、6月以上危険物取扱の実務経験を有することを証明する書類

オ 写真1枚
受験願書提出前6月以内に撮影した脱帽正面上半身像の手札型のもので、その裏面に撮影年月日、

氏名及び年令を記載したものを受験願書の写真欄にはりつけること。

カ 第1類又は第5類の危険物に係る乙種試験を受ける者であつて火薬類取締法の一部を改正する法律(昭和35年法律第140号)施行前の火薬類取締法(昭和25年法律第149号)第31条第1項の規定による甲種火薬類作業主任者免状、乙種火薬類作業主任者免状若しくは丙種火薬類作業主任者免状又は同条第2項の規定による甲種火薬類取扱主任者免状若しくは乙種火薬類取扱主任者免状を有する者については3の(2)のアの(ア)及び(イ)並びに3の(2)のイの(イ)及び(ロ)の試験科目が免除されますので免状の写しを添付すること。

キ 受験手数料

甲種試験を受験する者は800円、乙種試験を受験する者は類ごとに500円に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の手数料欄にはりつけて納付すること。

00548

6 その他
(1) 危険物取扱の実務経験を有することを証明する書類は実務について雇用主(会社の支店等にあつては支店長)の証明

(2) 納付した手数料は申込みの取消し又は受験しなかつた場合でも返還しない。
(3) その他不明の点は、鳥取市東町1丁目220鳥取県総務部地方課にお問い合わせください。

正 誤

昭和三十九年三月二十七日付け鳥取県告示第百四十六号中次の箇所に誤りがあつたので訂正する。

頁 段 行 誤

十三 上 一 西伯郡大山町

十三 上 二 一 指定施設要件指定予定保安林の所在場所 西伯郡大山町

昭和三十九年三月二十七日付け鳥取県告示第百六十四号中次の箇所に誤りがあつたので訂正する。

頁 段 行 誤

二十四 下 六 一 主伐に係る伐採権を定めない。

一 主伐は、択伐による。

昭和三十九年三月二十七日付け鳥取県告示第百六十六号中次の箇所に誤りがあつたので訂正する。

頁 段 行 誤

二十五 下 終りから六 名所又は旧跡の風致の保存

名所又は旧跡の風致の保存

三 指定施業要件

立木の伐採の方法

昭和三十九年三月二十七日付け鳥取県告示第百八十九号中次の箇所_{に誤りがあったので訂正する。}

頁 段 行 誤

四十上 二 西伯郡

正 日野郡

内 訓 甲

鳥取県内訓甲第五号

鳥取県庁県費支払手続（昭和三十二年八月鳥取県内訓甲第九号）は、昭和三十九年三月三十一日限り廃止する。

昭和三十九年五月一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 中 井 猛 夏

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火 金

発行者 鳥取県鳥取市東町二丁目
印刷所 鳥取県鳥取市粟谷町
〔定価 一部月極二五〇円（送料共）〕 印刷所 鳥取県